

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十九号）の施行期日は、令和四年十二月五日とする。